

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第53期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 藤原 徹二

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 藤原 徹二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 中間会計期間	第53期 中間会計期間	第52期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (千円)	2,323,231	2,252,239	4,675,317
経常利益又は経常損失 () (千円)	28,045	13,759	95,883
当期純利益又は中間純損失 () (千円)	4,016	15,745	34,912
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)			
普通株式	8,550,400	8,550,400	8,550,400
A種種類株式	290	290	290
純資産額 (千円)	352,285	355,083	394,099
総資産額 (千円)	3,859,752	3,487,587	3,828,615
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失 () (円)	0.50	3.41	2.42
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
普通株式			
A種種類株式			80,000
自己資本比率 (%)	9.1	10.2	10.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	88,217	163,037	37,709
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,457	68,532	24,489
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	290,000	123,947	280,001
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	2,518,517	2,181,477	2,536,994

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社が存在しないため記載しておりません。

2. 第52期中間会計期間及び第53期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

3. 第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態、経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかに回復しつつあります。一方で円安によるエネルギー資源や原材料価格の高騰などにより先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、経済活動の正常化に伴う消費者の外食需要の増加及びインバウンド需要により回復傾向にあるものの、猛暑や、台風・豪雨等による経済活動への影響や長引く人材不足、食材費等の価格高騰など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、2028年3月期を最終年度とする中期経営計画「ビジョン2028」を公表し、中長期ビジョン「マルシェは世界の心の診療所を目指し、ダイバーシティ経営のリーディングカンパニーとなる」を制定いたしました。「ビジョン2028」の重点施策「新たな3つの可能性への挑戦」を以下の内容で実践しております。

新しい業態の創造...「世界に通用する業態への進化」を目指し、5月に「大阪やきそばセンター西中島店（大阪府）」、7月に「やきとりええねん西九条店（大阪府）」、9月に「やきとりええねん谷町四丁目店（大阪府）」を出店。既存店舗の業態変更を促進すべく、八剣伝豪徳寺駅前店（東京都）、八剣伝大町東店（広島県）、酔虎伝大元店を「ハッケン酒場」に、餃子食堂マルケン与野駅前店（埼玉県）、餃子食堂マルケン武庫之荘店（兵庫県）を「大衆餃子酒場ニューマルケン」に、餃子食堂マルケン天七店（大阪府）を「やきとりええねん」にそれぞれ業態変更を行いました。

新しい人材の活躍...「外国人材の活躍とエネルギーあふれる人材の採用と育成」を目的として、人材開発・ダイバーシティ連携室を新設、外国人材の採用に関して適正な受け入れ態勢の構築と外国人材活躍プログラムの開発を行い、新たに11名の外国人材を正社員として雇用しました。また、新しい経営者育成をはかるため、マルシェドリームコースを新設し、FCオーナー候補者を募っております。

新しい社風の構築...「独自性や多様性を尊重する寛容な社風の創造」として、様々な個性を輝かせるために、身だしなみルールの見直しをはかると共に、社内のDX化を促進する事で新しい社風を創造しております。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当中間会計期間における経営成績は、売上高は2,252,239千円（前年同期比3.1%減）、営業損失は10,422千円（前年同期は営業利益30,064千円）、経常損失は13,759千円（前年同期は経常利益28,045千円）、中間純損失は15,745千円（前年同期は中間純損失4,016千円）となりました。

当中間会計期間末におきましては、主に現金及び預金355,516千円の減少、未収入金21,865千円の減少等により、総資産が前事業年度末に比べ341,028千円減少し、3,487,587千円となりました。

負債は、主に買掛金187,346千円の減少等により、前事業年度末に比べ302,012千円減少し、3,132,503千円となりました。

純資産は、主に中間純損失の計上により39,016千円減少し、355,083千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ、355,516千円減少し、2,181,477千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は163,037千円（前年同期の減少した資金は88,217千円）であります。これは主に、仕入債務187,346千円の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は68,532千円（前年同期の減少した資金は2,457千円）であります。これは主に有形固定資産の取得による支出50,384千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は123,947千円（前年同期の増加した資金は290,000千円）であります。これは主に借入金の返済100,747千円によるものであります。

(3) 経営方針、経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
A種種類株式	290
計	34,201,890

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	290	290		単元株式数は1株であります。(注)
計	8,550,690	8,550,690		

(注) A種種類株式の内容は以下の通りであります。

1. 優先配当

- (1) 当社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）に対し、A種優先配当年率を8%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A種優先配当」という。）。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

(2) 累積

A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準額にA種優先配当率8%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率8%で1年毎の複利計算により累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第(1)号に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

(3) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第(1)号及び第(2)号に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

(4) A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \text{調整前 A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\text{既発行 A種種類株式の数} \times \text{調整前 A種配当基準額} + \text{新発行 A種種類株式の数} \times \text{新発行 A種種類株式の 1株あたりの払込金額}}{\text{既発行 A種種類株式の数} + \text{新発行 A種種類株式の数}}$$

及び に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の 乃至 を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。

A種配当基準額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）

A種累積未払配当金

残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に8%を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

- (1) A種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。
- (2) 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額（上記2、(1) に準じて算定される。）を加えた金額とする。

5. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

A種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額

A種種類株式の取得価額は、2023年7月31日における時価の90%（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。但し、当該金額が73円を下回る場合には、A種種類株式の取得価額は73円とする。

上記「2023年7月31日における時価」とは、2023年7月31日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。

(3) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。

普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当社が保有する普通株式」、「当社が保有する株式」は「処分前において当社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{（発行済普通株式の数} \\
 \text{- 当社が保有する普通株式} \\
 \text{の数）}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新たに発行} \\
 \text{する普通株} \\
 \text{式の数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{新たに発行} \\
 \text{する普通株} \\
 \text{式の} \\
 \text{1株あたり} \\
 \text{の払込金額}
 \end{array}
 \frac{\text{時価}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数） + 新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記及びのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(4) 取得請求受付場所

大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号
マルシェ株式会社

(5) 取得請求の効力発生

- (a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを上記(4)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- (b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が上記(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

6. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

- (1) 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。
- (2) 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(上記2、(1)に準じて算定される。)を加えた金額とする。

8. 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

9. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日		普通株式数 8,550,400 A種種類株式 290		100,000		

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢 1 - 1 - 15	954	11.89
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 - 23 - 1	611	7.62
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1 赤坂インターシ ティA I R	184	2.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	160	2.00
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	141	1.76
今井 辰男	岡山県倉敷市	119	1.49
株式会社中野外食サプライ	大阪府堺市中区八田北町10 - 9	110	1.37
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町 4 - 4 - 10	109	1.36
伊藤忠食品株式会社	大阪府大阪市中央区城見 2 - 2 - 22	68	0.85
水戸 圭市郎	京都府京都市西京区	51	0.64
計	-	2,509	31.26

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社184千株

所有議決権数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢 1 - 1 - 15	9,545	11.89
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 - 23 - 1	6,115	7.62
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1 赤坂インターシ ティA I R	1,842	2.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	1,602	1.99
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	1,411	1.75
今井 辰男	岡山県倉敷市	1,196	1.49
株式会社中野外食サプライ	大阪府堺市中区八田北町10 - 9	1,100	1.37
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町 4 - 4 - 10	1,090	1.35
伊藤忠食品株式会社	大阪府大阪市中央区城見 2 - 2 - 22	680	0.84
水戸 圭市郎	京都府京都市西京区	513	0.63
計	-	25,094	31.28

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 290		(1)株式の総数等 発行済株式に記載していません
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 522,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,022,100	80,221	同上
単元未満株式	普通株式 6,200		同上
発行済株式総数	8,550,690		
総株主の議決権		80,221	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には当社の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2 - 20 - 14	522,100		522,100	6.11
計		522,100		522,100	6.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人やまぶきによる期中レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第52期事業年度の財務諸表 O A G 監査法人

第53期中間会計期間の中間財務諸表 監査法人やまぶき

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
(単位：千円)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,536,994	2,181,477
売掛金	300,331	257,741
商品及び製品	46,383	60,429
原材料及び貯蔵品	22,579	23,154
未収入金	98,989	77,123
その他	44,274	50,004
貸倒引当金	4,466	5,114
流動資産合計	3,045,086	2,644,816
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	148,209	194,184
土地	149,366	149,366
その他（純額）	30,685	36,499
有形固定資産合計	328,261	380,049
無形固定資産	60,118	67,137
投資その他の資産		
差入保証金	301,516	299,523
その他	111,913	113,787
貸倒引当金	18,280	17,727
投資その他の資産合計	395,150	395,583
固定資産合計	783,529	842,770
資産合計	3,828,615	3,487,587
負債の部		
流動負債		
買掛金	388,963	201,616
短期借入金	1,791,112	1,701,559
1年内返済予定の長期借入金	45,000	45,000
賞与引当金	14,866	16,675
資産除去債務	8,500	4,000
その他	346,310	339,740
流動負債合計	2,594,753	2,308,591
固定負債		
長期借入金	378,889	367,695
資産除去債務	98,701	105,076
その他	362,172	351,140
固定負債合計	839,762	823,912
負債合計	3,434,516	3,132,503

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	699,573	699,573
利益剰余金	34,912	4,032
自己株式	453,386	453,386
株主資本合計	381,099	342,154
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,000	12,929
評価・換算差額等合計	13,000	12,929
純資産合計	394,099	355,083
負債純資産合計	3,828,615	3,487,587

(2) 【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	2,323,231	2,252,239
売上原価	936,117	895,741
売上総利益	1,387,113	1,356,498
販売費及び一般管理費	1,357,048	1,366,920
営業利益又は営業損失()	30,064	10,422
営業外収益		
受取利息	171	319
受取配当金	324	365
受取家賃	5,213	4,920
賃貸収入	2,797	2,590
その他	6,175	4,926
営業外収益合計	14,682	13,120
営業外費用		
支払利息	13,913	16,028
その他	2,787	428
営業外費用合計	16,701	16,457
経常利益又は経常損失()	28,045	13,759
特別利益		
固定資産売却益	353	3,381
資産除去債務戻入益	250	696
特別利益合計	603	4,078
特別損失		
固定資産除却損	672	30
減損損失	28,346	-
賃貸借契約解約損	-	1,760
特別損失合計	29,019	1,790
税引前中間純損失()	370	11,471
法人税等	3,645	4,274
中間純損失()	4,016	15,745

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 ()	370	11,471
減価償却費	31,671	31,277
賞与引当金の増減額 (は減少)	8,492	1,808
貸倒引当金の増減額 (は減少)	56	96
株主優待引当金の増減額 (は減少)	23,853	-
受取利息及び受取配当金	496	684
支払利息	13,913	16,028
固定資産売却損益 (は益)	353	3,381
固定資産除却損	672	30
資産除去債務戻入益	250	696
減損損失	28,346	-
売上債権の増減額 (は増加)	3,571	42,590
棚卸資産の増減額 (は増加)	430	14,621
仕入債務の増減額 (は減少)	70,546	187,346
未払消費税等の増減額 (は減少)	103,779	23,307
その他の流動資産の増減額 (は増加)	39,534	21,259
その他の流動負債の増減額 (は減少)	28,230	13,008
その他	3,081	8,673
小計	43,338	150,100
利息及び配当金の受取額	435	603
利息の支払額	12,136	17,756
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	33,178	4,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,217	163,037
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の回収による収入	29,633	3,560
差入保証金の差入による支出	37	9,991
有形固定資産の売却による収入	353	3,181
有形固定資産の取得による支出	22,580	50,384
無形固定資産の取得による支出	2,145	10,959
資産除去債務の履行による支出	5,249	-
その他	2,432	3,939
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,457	68,532
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	-	89,553
長期借入金の返済による支出	-	11,194
株式の発行による収入	290,000	-
配当金の支払額	-	23,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	290,000	123,947
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	199,324	355,516
現金及び現金同等物の期首残高	2,319,192	2,536,994
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,518,517	2,181,477

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(1名)	52	銀行借入金
フランチャイズ契約者(26社、26名)	51,826	仕入債務

当中間会計期間(2024年9月30日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(25社、26名)	42,055	仕入債務

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	536,300千円	523,492千円
賞与引当金繰入額	9,955	16,675
貸倒引当金繰入額	592	637

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
現金及び預金	2,518,517千円	2,181,477千円
預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	2,518,517千円	2,181,477千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年7月31日を払込期日とする第三者割当による新株式発行に伴い、発行済株式数(A種種類株式)が290株増加し、資本金及び資本準備金はそれぞれ145,000千円増加しております。

また、会社法第447条第1項及び3項並びに第448条第1項及び3項の規定に基づき、2023年7月31日の新株発行と同時に、資本金を145,000千円、資本準備金を961,726千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

加えて、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金2,620,346千円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行っております。

当中間会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月22日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	23,200	80,000	2024年3月31日	2024年6月24日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

財又はサービスの種類別分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	外食事業	
料飲部門		
酔虎伝	133,229	133,229
八剣伝	669,274	669,274
居心伝	39,937	39,937
焼そばセンター	49,272	49,272
餃子食堂マルケン	432,649	432,649
その他の業態	154,648	154,648
料飲部門小計	1,479,010	1,479,010
F C 部門		
ロイヤリティ等	182,588	182,588
F C 部門小計	182,588	182,588
商品部門		
食材等販売	604,124	604,124
酒類等販売	14,673	14,673
商品部門小計	618,797	618,797
その他部門	42,835	42,835
顧客との契約から生じる収益	2,323,231	2,323,231
外部顧客への売上高	2,323,231	2,323,231

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

財又はサービスの種類別分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	外食事業	
料飲部門		
酔虎伝	130,488	130,488
八剣伝	629,923	629,923
居心伝	26,904	26,904
焼そばセンター	70,955	70,955
餃子食堂マルケン	426,003	426,003
その他の業態	186,989	186,989
料飲部門小計	1,471,264	1,471,264
F C 部門		
ロイヤリティ等	171,982	171,982
F C 部門小計	171,982	171,982
商品部門		
食材等販売	555,949	555,949
酒類等販売	10,790	10,790
商品部門小計	566,739	566,739
その他部門	42,252	42,252
顧客との契約から生じる収益	2,252,239	2,252,239
外部顧客への売上高	2,252,239	2,252,239

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失()	0円50銭	3円41銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	4,016	15,745
普通株主に帰属しない金額(千円)		11,600
普通株式に係る中間純損失()(千円)	4,016	27,345
普通株式の期中平均株式数(株)	8,028,270	8,028,270
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 泰久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 雄介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルシェ株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2024年6月24日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。